

平成25年度地下水質測定結果について

1 測定結果の概要

(1) 新規調査

県内地域の全体的な地下水質の把握を目的とし、概況調査^{※1}及び汚染井戸周辺地区調査^{※2}を行った結果、概況調査井戸68本のうち5本（鉛2本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素2本、PCB1本）から環境基準を超過する物質を検出しました。

(2) 継続調査

これまでに汚染が見つかった井戸において、継続監視調査^{※4}を行った結果、47本の井戸で環境基準等を超過しました。その超過状況は別表のとおりであり、主な基準超過項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（14本）です。また、要監視項目^{※4}については全マンガンの指針値を超過する井戸が9本ありました。

	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	測定井戸数 (総 68 本)	環境基準・ 指針値超過	測定井戸数 (総 12 本)	環境基準・ 指針値超過	測定井戸数 (総 93 本)	環境基準・ 指針値超過
環境基準項目	68	5	12	0	87	40
要監視項目	26	0	0	0	11	9

2 測定結果に基づく対応

- (1) 新たに汚染井戸が見つかった場合は、その周辺の井戸を測定して汚染範囲を特定するための調査を実施しており、比較的高濃度で検出された井戸については翌年度以降も継続監視調査を実施することとしています。
- (2) 地下水質の環境基準を超過した井戸については、管轄広域振興局等が市町村と連携して、飲用の中止及び水道への切り替え等を指導し、実施しています。
- (3) 汚染原因者が特定された場合には、当該事業者等に対して当該物質の保管、使用、廃棄の適正化及び必要に応じ、井戸水の浄化対策の実施を指導することとしています。

注1 概況調査：地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査。県内を10km(都市部は5km)メッシュで区画し、4年間で県全体を網羅するローリング手法で調査を行っている。

注2 汚染井戸周辺地区調査：概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査

注3 要監視項目：環境における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目にせず、引き続き知見の集積に努めるべきと位置づけられている項目

注4 継続監視調査：従来から地下水汚染が確認されている井戸の経年水質変化の監視を行うため、過去に比較的高濃度（原則として環境基準値の1/2以上）の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査

表 環境基準項目における各調査の実施状況及び環境基準の超過状況

環境基準項目	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	実施井戸数 (68本)	環境基準超過 (5本)	実施井戸数 (12本)	環境基準超過 (0本)	実施井戸数 (93本)	環境基準超過 (40本)
カドミウム	68	0	0	0	0	0
全シアン	5	0	0	0	0	0
鉛	68	2	4	0	12	0
六価クロム	68	0	0	0	0	0
砒素	68	0	1	0	22	13
総水銀	68	0	0	0	0	0
アルキル水銀	57	0	0	0	0	0
P C B	5	1	7	0	0	0
ジクロロメタン	68	0	0	0	0	0
四塩化炭素	68	0	0	0	2	0
塩化ビニルモノマー	5	0	0	0	17	0
1,2-ジクロロエタン	68	0	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	68	0	0	0	26	0
1,2-ジクロロエチレン	68	0	0	0	26	3
1,1,1-トリクロロエタン	68	0	0	0	17	0
1,1,2-トリクロロエタン	68	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	68	0	0	0	26	3
テトラクロロエチレン	68	0	0	0	26	8
1,3-ジクロロプロペン	21	0	0	0	0	0
チウラム	21	0	0	0	0	0
シマジン	21	0	0	0	0	0
チオベンカルブ	21	0	0	0	0	0
ベンゼン	68	0	0	0	0	0
セレン	68	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	68	2	0	0	22	14
ふっ素	5	0	0	0	1	1
ほう素	5	0	0	0	3	2
1,4-ジオキサン	5	0	0	0	0	0

※ 要監視項目のみの調査井戸は含んでいない。同一井戸において複数項目の調査実施・超過があるため、調査井戸数と項目別の実施・超過状況は一致しない。

図 環境基準項目等に係る地下水質調査結果の推移

